

# 定 款

株式会社 **エフピコ**

# 株式会社エフピコ定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社エフピコと称する。

2. 英文では **FP CORPORATION** と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂製および紙パルプ製簡易食品容器・医療容器等の製造
2. 合成樹脂製各種包装資材の製造
3. 食品包装用品・その他食品関連資材および厨房用品の製造
4. 工業用薬品、洗浄・消毒用製品および機器の売買
5. 無体財産権および各種ノウハウの使用権の取得・利用・供与並びに販売
6. マルチメディアによる情報サービス業並びに印刷業
7. 不動産の売買、売買の仲介並びに管理代行
8. 倉庫業
9. 貨物自動車運送事業並びに自動車運送取扱事業
10. 石油製品および燃料の売買
11. 通信機器・通信回線の売買および代理店業務
12. 次の物品の売買、輸出入および代理店業務
  - 1) 合成樹脂製および紙パルプ製簡易食品容器・医療容器
  - 2) 合成樹脂原料および紙パルプ原料
  - 3) 合成樹脂製各種包装資材
  - 4) 食品包装用品・その他食品関連資材・厨房用品および衛生関連用品
  - 5) 文具・事務用品・事務機器並びに家庭用電気機器
  - 6) 食料品および飲料品
  - 7) 衣料用繊維製品およびその原材料
  - 8) 食品包装機械
  - 9) コンピュータ等情報処理機器
  - 10) 合成樹脂製簡易食品容器製造機械
  - 11) 船舶およびその部品

13. 総合リース業並びにレンタル業

14. 前記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を福山市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、240,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、8 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任 期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(重要な業務執行の委任)

第 29 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

第 1 条 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条 ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



~~~~~

|   |   |    |      |    |    |   |    |    |   |
|---|---|----|------|----|----|---|----|----|---|
| 作 | 成 | 昭和 | 37   | 年  | 6  | 月 | 20 | 日  |   |
| 認 | 証 | 昭和 | 37   | 年  | 7  | 月 | 5  | 日  |   |
| 会 | 社 | 設立 | 昭和   | 37 | 年  | 7 | 月  | 24 | 日 |
| 変 | 更 | 昭和 | 44   | 年  | 3  | 月 | 10 | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 47   | 年  | 9  | 月 | 26 | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 50   | 年  | 8  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 54   | 年  | 2  | 月 | 13 | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 61   | 年  | 3  | 月 | 16 | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 62   | 年  | 3  | 月 | 2  | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 62   | 年  | 6  | 月 | 25 | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 63   | 年  | 6  | 月 | 27 | 日  |   |
| 変 | 更 | 昭和 | 64   | 年  | 1  | 月 | 1  | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 元    | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 2    | 年  | 6  | 月 | 28 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 3    | 年  | 6  | 月 | 27 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 5    | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 6    | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 9    | 年  | 6  | 月 | 27 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 10   | 年  | 6  | 月 | 26 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 11   | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 12   | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 13   | 年  | 6  | 月 | 28 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 14   | 年  | 6  | 月 | 27 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 15   | 年  | 6  | 月 | 27 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 16   | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 17   | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 18   | 年  | 6  | 月 | 29 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 19   | 年  | 6  | 月 | 28 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 21   | 年  | 6  | 月 | 26 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 26   | 年  | 4  | 月 | 1  | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 28   | 年  | 6  | 月 | 28 | 日  |   |
| 変 | 更 | 平成 | 30   | 年  | 6  | 月 | 27 | 日  |   |
| 変 | 更 |    | 2020 | 年  | 10 | 月 | 1  | 日  |   |
| 変 | 更 |    | 2022 | 年  | 6  | 月 | 23 | 日  |   |

~~~~~